

5 神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規

平成19年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院農学研究科規則第32条第2項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推薦)

第2条 指導教員は、早期修了に該当すると認められる者があるときは神戸大学大学院農学研究科の課程を経た者の博士論文草稿の予備審査に関する内規に基づく博士論文草稿の予備審査を経て、以下の書類を添え、定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

- (1) 推薦書（別紙様式1）
- (2) 博士論文草稿及びその要旨（別紙様式2）
- (3) 博士論文に係る公表論文及び投稿中の論文等

ただし、投稿中の論文については、学術専門誌掲載決定証明書又はそれに準ずる書類を添付すること。

- (4) 履歴書（別紙様式3）
- (5) 研究業績書（別紙様式4）
- (6) 自薦書（A4, 自由形式）
- (7) 予備審査結果報告書, 論文審査委員候補者名簿
- (8) 研究所・企業等における研究活動がある場合は、研究活動を証明する書類
- (9) 上記の他、各専攻が必要とする書類

2 専攻長は、前項の推薦があった時は、専攻会議の議を経て、研究科長に推薦するものとする。

3 前項の推薦に当たっては、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得た場合とする。

(早期修了審査委員会)

第3条 早期修了の適用資格の有無について審査するため、早期修了審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、各専攻長、各副専攻長及び教務委員会委員長により組織する。

3 前項の委員が早期修了予定者の推薦指導教員となっている場合には、別途、当該専攻もしくは教務委員会から教授1名を選出し、委員を交代する。

4 委員長は、委員会の互選によるものとし、最初の委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

5 委員会は、必要に応じ、指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(最終判定)

第4条 早期修了の適用資格の有無の最終判定は、委員会が行う。

2 委員会は、早期修了適用資格審査結果報告書（別紙様式5）を作成し、研究科長に提出して、以後の学位審査に関わる審議に付するものとする。

3 早期修了の適用資格があることの判定については、構成員の3分の2以上が出席し、その出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(博士審査論文の提出)

第5条 早期修了の適用資格が有りと判定された者は、研究科長に博士論文を提出することができる。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月6日)

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月12日)

この内規は、平成31年4月1日から施行する。